

X 農業・農村の6次産業化の部

解 説

この項には、「6次産業化総合調査」結果から農業・農村における6次産業化の取組状況に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 調査の対象

2010年世界農林業センサス(農林業経営体調査)において把握した農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」を営む農業経営体、2010年世界農林業センサス(農山村地域調査)において把握した農産物直売所、並びに農業協同組合等からの情報収集により把握した農業協同組合等が運営する農産加工場及び農家レストランとしました。

なお、農業協同組合等が運営する農家レストランについては、平成24年度から調査の対象としました。

(2) 調査対象期間及び調査実施時期

ア 調査対象期間

調査対象期間は平成27年度(平成27年4月1日～28年3月31日)の1年間としました。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成27年度の期間を含む1年間としました。

イ 調査実施時期

調査は、平成28年10月から11月までの間に実施しました。

(3) 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施しました。

ただし、次の調査対象者にあつては、上記の方法により農林水産省が実施しました。

- ア 平成27年度に新たに事業を開始した調査対象者
- イ 年間販売金額が1億円以上の大規模な調査対象者

2 定義及び用語の解説

(1) 事業体

農業生産関連事業を営んでいる農業経営体及び農

業協同組合等が運営する農業生産関連事業の事業所をいいます。

なお、農業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、その営んでいる事業ごとにそれぞれ1事業体とカウントしました。

(2) 年間販売金額

農業生産関連事業に係る年間販売金額は、1年間(平成27年4月1日～28年3月31日)の事業による販売金額をいいます。

(3) 農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業

露地野菜作付面積	15a
施設野菜栽培面積	350m ²
果樹栽培面積	10a
露地花き栽培面積	10a
施設花き栽培面積	250m ²
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

(4) 農業協同組合等(農協等)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農業協同組合(農業協同組合連合会を含む。以下同じ。)及び農業協同組合が50%以上出資する子会社をいいます。

なお、これらに加えて、農産物の加工にあつては、農業協同組合の加工場を使用している農業協同組合

の下部組織及び生産者グループ(任意組合を含む。以下同じ。)を含み、農産物直売所にあつては、生産者グループ及び農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売する施設を開設している都道府県、市区町村(市町村及び特別区をいう。以下同じ。)、第3セクター、農業協同組合の下部組織及び民間企業を含みます。

(5) 農業生産関連事業

農業経営体又は農業協同組合等による農産物の加工、農産物直売所及び農家レストラン並びに農業経営体による観光農園、農家民宿の事業をいいます。

ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は、該当しません。

ア 農産物の加工

農業経営体又は農業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員が生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工(非食品の製造も含む。)することをいいます。

イ 農産物直売所

農業経営体や農業協同組合等が自ら又は構成員が生産した農産物又は農産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売するために開設した場所又は施設及び、農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売するため開設した場所又は施設をいいます。

なお、果実等の季節性が高い農産物を販売するため期間を限定して開設した場所又は施設を含み、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売を除きます。

ウ 観光農園

農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等の農作業の一部を体験又はほ場を観賞させて料金を得る事業をいいます。

エ 農家民宿

農業経営体が旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得る事業をいいます。

オ 農家レストラン

農業経営体や農業協同組合等が食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構

成員が生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得る事業をいいます。

(6) 従事者

農業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等を含みます。

(7) 雇用者

農業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇いをいいます。

3 利用上の留意事項

(1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

(2) 統計表の経営体数及び事業体数は、1の位を四捨五入しています。(例:14事業体→10事業体)

(3) 統計表の従事者数及び雇用者の「0」は、単位に満たないものです。(例:40人→0百人)